

令和2年5月27日

学生及び保護者の皆様へ

徳島大学長  
野地澄晴

### 令和2年度の授業実施にあたって（5月27日更新）

令和2年5月15日に更新しました通知内容を、下記のとおり更新します。

BCPは、徳島県の動向（3週間ごとに見直し）を踏まえ、「レベル1」を継続します。学生及び保護者の皆様の健康と安全を確保するためには、感染防止の取組が必要不可欠と存じますので、皆様のご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

今後も状況を確認しながら対応を判断し、変更する場合は改めて通知します。

記

#### ◆対象期間 「BCP レベル0」となるまでの間

##### 1. 授業等について

(1) 6月1日（月）以降は、「BCP レベル0」となるまでの間は、遠隔授業等を推奨し、対面授業は、各学部等の状況や特性に応じて十分な感染防止対策を徹底した上で実施しますので、教養教育院、各学部及び教育部・研究科の指示に従ってください。

※「遠隔授業等」とは、Web環境を活用したTeams、Zoom、ライブ配信システム、manaba等による教材配付、課題提出等、対面によらない全ての授業形態を指す。

(2) ネット環境が十分でない学生に向けて、Web環境と感染防止対策が整った教室を確保しています。  
詳しくはHP掲載「感染防止対策済の無線LAN・PC環境エリア」をご覧ください。

##### 2. 授業実施に当たっての注意事項

(1) 登校時には常時マスクを着用してください。

(2) 3密（密閉・密集・密接）が回避できないような空間に集団で集まるのを避けてください。

(3) 授業終了後は、学内に留まらず帰宅し、自宅で事前・事後学修を行って下さい。

(4) 日頃から十分な栄養、睡眠を確保し、毎日の体温測定など、適切な健康管理を行って下さい。

(5) 手指の消毒や咳エチケットの励行により、感染予防を徹底してください。

(6) 大学から発信される情報に常に注意を払い、適切に対応してください。

(7) 特定警戒都道県であった地域（※）への移動は自粛してください。

やむを得ず特定警戒都道県であった地域へ移動する場合は、必ず各学部学務担当係へ連絡してください。ただし、各部局等の状況及び特性により取り決めがある場合は、それに従ってください。

また、再び緊急事態宣言が発令された場合において、やむを得ず当該地域へ移動する場合は、各学部学務係へ連絡するとともに、体調確認のための期間として再び徳島県内に戻って以降14日間の自宅待機してください。

※ 特定警戒都道県であった地域：北海道、東京、埼玉、千葉、神奈川の5道都県

(8) 「BCP レベル0」となるまでの間、体調不良等がある場合は、必ず各学部学務担当係へ連絡するとともに、「新型コロナウイルスに関する措置（学生版）」に従って対応してください。

(9) 体調確認期間の確保や感染等の理由により、遠隔授業等や対面授業に出席できない学生については欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講や課題提出、録画した授業を視聴させる等の代替措置を行い、学生の単位取得に影響が出ないようにしますので、各学部学務担当係へ連絡してください。

(10) 授業等に関する大学からの通知は原則「学生用教務システム」からとしますので、教務システム上の学籍情報から、電話番号、携帯番号、メールアドレスを入力又は確認・更新するようお願いします。

以上

### 【各部局問合せ先】

(常三島キャンパス)

総合科学部・総合科学教育部・創成科学研究科(地域創成専攻・臨床心理学専攻) 学務係 088-656-7108

理工学部・先端技術科学教育部・創成科学研究科(理工学専攻) 学務係 088-656-7315

生物資源産業学部・創成科学研究科(生物資源学専攻) 学務係 088-656-8021

(蔵本キャンパス)

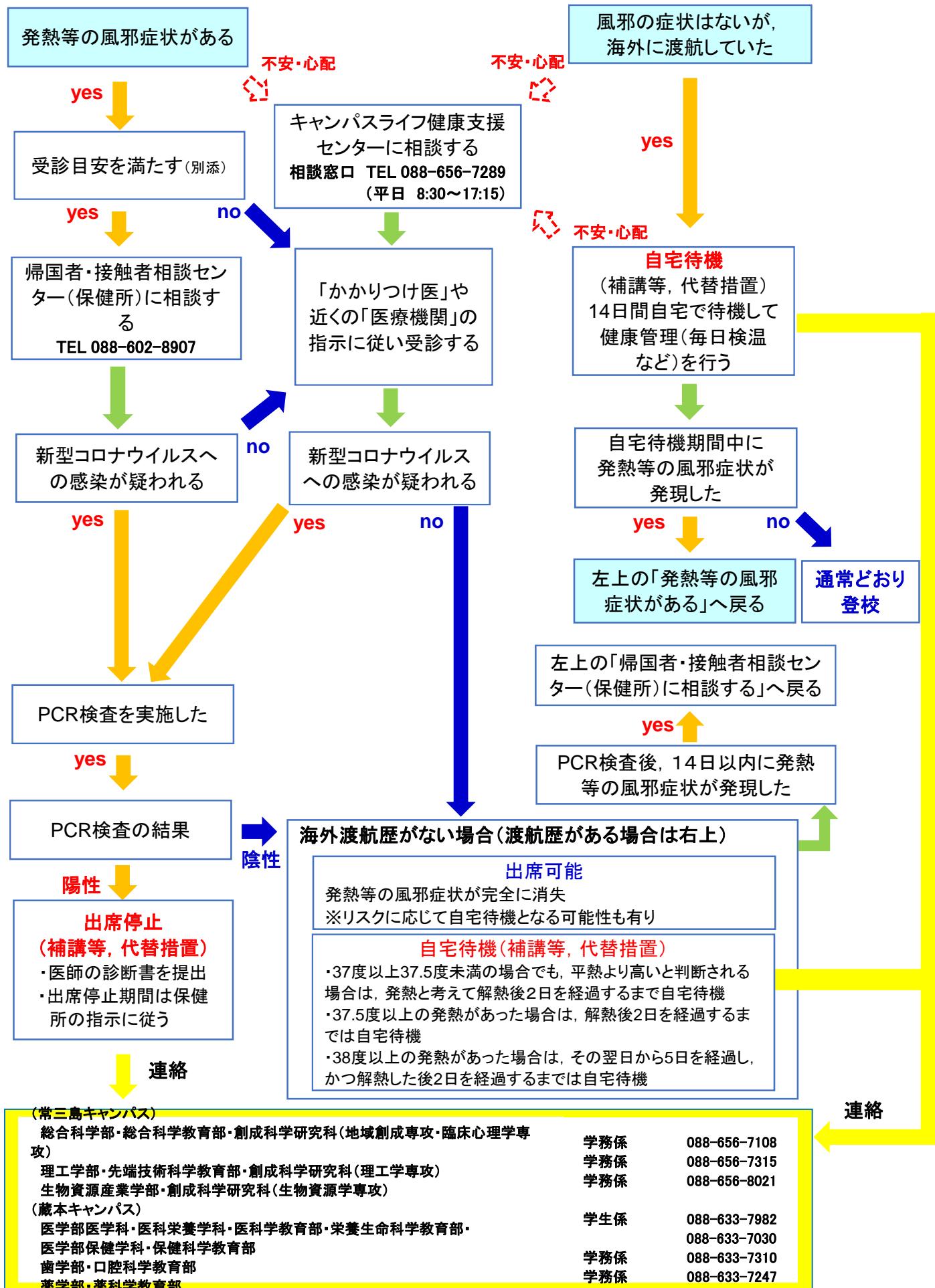
医学部医学科・医科栄養学科・医科学教育部・栄養生命科学教育部 学生係 088-633-7982

医学部保健学科・保健科学教育部 088-633-7030

歯学部・口腔科学教育部 学務係 088-633-7310

薬学部・薬科学教育部 学務係 088-633-7247

## 新型コロナウイルスに関する措置（学生用）



# 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応

## ～新型コロナウイルス感染症についての相談、検査や治療の流れ～

少なくとも、以下のいずれかに該当する場合はすぐに御相談ください。  
(これらに該当しなくても相談可)

- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある。
- ・重症化しやすい方(高齢者、基礎疾患のある方等)で、比較的軽い風邪症状がある。
- ・上記以外で、比較的軽い風邪症状が続く。(症状が4日以上続く場合は必ず相談)

※妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに相談

### 【検査対象者】

- ①発熱(37.5度以上)または呼吸器症状 かつ 新型コロナウイルス感染症であることが確定していた者と濃厚接触がある。
- ②発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状 かつ 発症二週間以内に、流行地域に渡航又は居住していた又は流行地域に渡航又は居住していた者と濃厚接触歴がある。
- ③発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状 かつ 入院を要する肺炎が疑われる。
- ④医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う。

※流行地域については、厚生労働省のホームページで御確認ください。

相談

相談

「かかりつけ医」や  
お近くの「医療機関」の指示  
に従い、マスクを着用し、受診。

感染を  
疑わない場合

帰国者・接触者相談  
センター  
(6か所)

感染が疑われる  
場合

- ・入院を要する肺炎が疑われる
- ・医師が総合的に判断した結果、感染を疑う。

感染が疑わ  
れる場合

「帰国者・接触者外来」と受診調整

- ①疑似症の発生届提出、入院勧告、検体採取
- ②保健所が検体搬送し、保健製薬環境センターでPCR検査を実施
- ③PCR検査で陽性確定、感染症指定医療機関にて、入院治療

帰国者・接触者外来

PCR検査で「陽性反応」の結果が出た場合、入院治療  
感染症指定医療機関の感染症病床、結核病床、一般病床に加え、  
一般病院における一般病床も含めて「11病院・130床」を確保